

令和5年度版 **過疎対策の現況**

(概 要 版)

令和7年3月

総 務 省
地域力創造グループ過疎対策室

目 次

1. 過疎対策のあゆみ	1
2. 過疎地域の概況	1
3. 人口の動向	2
4. 財政状況	4
5. 人材の確保・育成	5
6. 産業・雇用	6
7. 情報通信	7
8. 交通	8
9. 生活環境	9
10. 教育・文化の振興	10
11. 高齢化・福祉・医療	12
12. 過疎対策の現況	13

- ・ 過疎地域とは、
 - ①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「持続的発展法」という。）第2条第1項に規定する市町村又は第41条第1項により過疎地域とみなされる市町村（以下「過疎市町村」という。）の区域
 - ②持続的発展法第3条第1項若しくは第2項又は第41条第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む）の規定により過疎地域とみなされる区域（以下「一部過疎地域」という。）をいう。
また、一部過疎地域を有する市町村を、以下「一部過疎市町村」という。
 - ③持続的発展法第42条の規定により過疎地域とみなされる市町村（以下「みなし過疎市町村」という。）の区域
- ・ 過疎関係市町村とは、前記①、②又は③の区域を有する市町村をいう。
- ・ 統計資料中、過疎地域に係る数値は、前記①～③の区域に係る数値を使用している。
また、これらの数値は、原則として各調査時点の過疎地域に係るものであり、これらの例によらない場合等は、その旨を示している。
- ・ 統計資料の数値は、所管省庁等の調査結果の基礎データを総務省において集計したものである。
- ・ 四捨五入のため、表中の数値の計算が合わないことがある。

1. 過疎対策のあゆみ

昭和 30 年代以降、日本経済の高度成長の過程で、農山漁村を中心とする地方の人口が急激に大都市に流出した結果、地方において一定の生活水準や地域社会の基礎的条件の維持が困難になるなど深刻な問題が生じた。

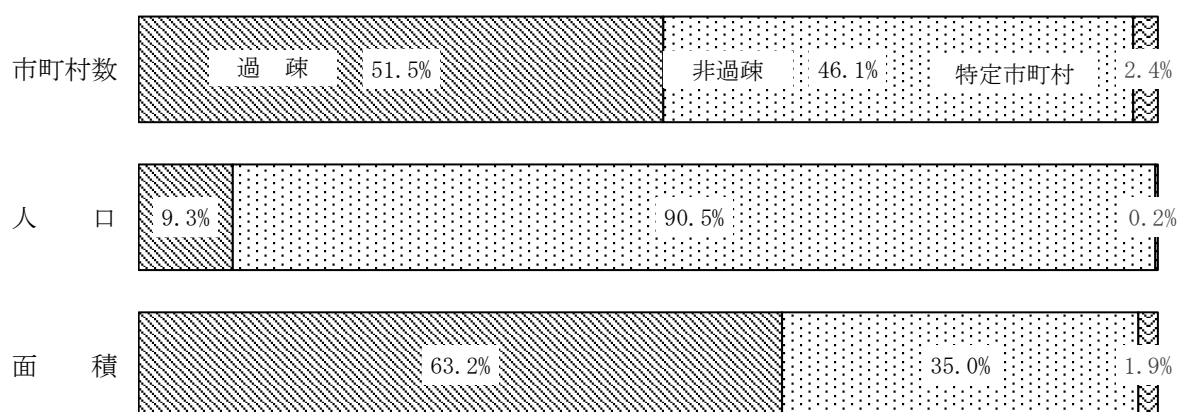
こうした人口減少に起因する地域社会の諸問題に対処するため、昭和 45 年に過疎地域対策緊急措置法（以下「緊急措置法」という。）が制定されて以降、昭和 55 年には過疎地域振興特別措置法（以下「振興法」という。）、平成 2 年には過疎地域活性化特別措置法（以下「活性化法」という。）、平成 12 年には過疎地域自立促進特別措置法（以下「自立促進法」という。）、令和 3 年には持続的発展法が制定され、地方公共団体において自主的な取組が行われるとともに、国においても財政、金融、税制等総合的な支援措置が講じられている。

2. 過疎地域の概況

（過疎地域は国土の約 6 割、市町村数の半数近くを占める多様な地域）

過疎地域の人口は全国の 9.3%を占めるに過ぎないが、市町村数では半数近く、面積では国土の約 6 割を占めている。

図表 1 市町村数、人口、面積



（単位：団体、人、km²、%）

区 分	市町村	人 口	面 積
過 疎 地 域	885 (51.5)	11,668,630 (9.3)	238,675 (63.1)
非過疎地域	793 (46.1)	114,185,350 (90.5)	132,110 (35.0)
(非過疎地域のうち R3 年度特定市町村)	41 (2.4)	292,119 (0.2)	7,191 (1.9)
全 国	1,719 (100.0)	126,146,099 (100.0)	377,976 (100.0)

- （備考）
- 市町村数は令和 6 年 4 月 1 日現在であり、過疎地域の市町村数は過疎関係市町村数による。
 - 特定市町村は、「過疎地域自立促進特別措置法」では過疎地域として指定されていたが、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」では指定要件を満たさない地域をいう。
 - 人口及び面積は令和 2 年国勢調査による。一部過疎地域を含む。
 - 東京都特別区は 1 団体とみなし、市に含む。
 - () は構成割合である。

3. 人口の動向

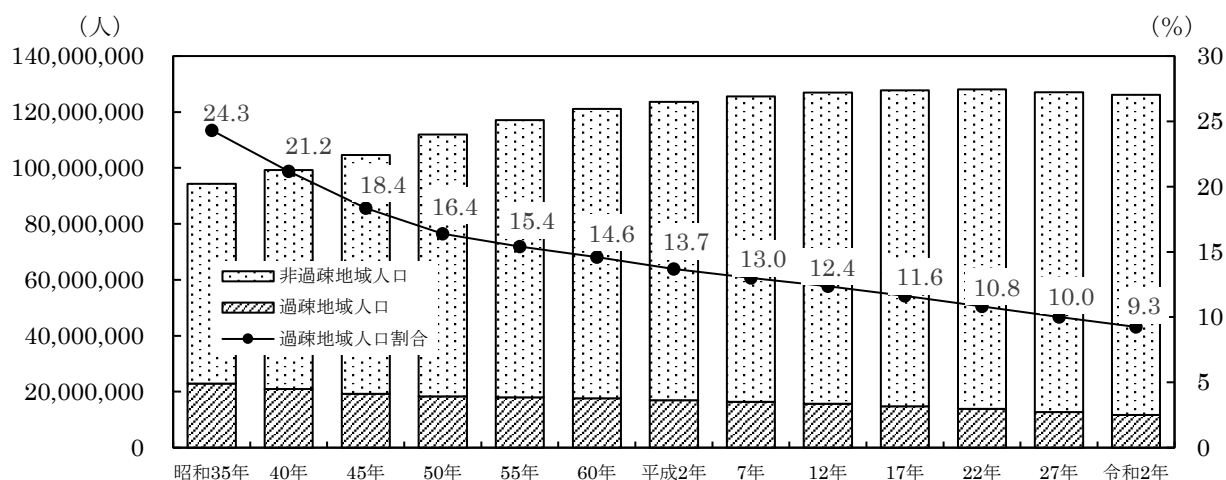
(1) 人口動態

(引き続く人口減少)

総人口に対する過疎地域の人口の割合の推移をみると、過疎問題が顕在化し始めた昭和 35 年には 24.3%であったが、その後過疎地域の人口割合は減少し、令和 2 年には 9.3%となっている。

過疎地域の人口増減の要因を社会増減及び自然増減からみると、昭和 63 年度以前は自然増を上回る社会減による人口減少、平成元年度以降は社会減と自然減の両方が人口減少の要因となっている。また、平成 21 年度以降は、自然減が社会減を上回っている。

図表 2 過疎・非過疎地人口の推移

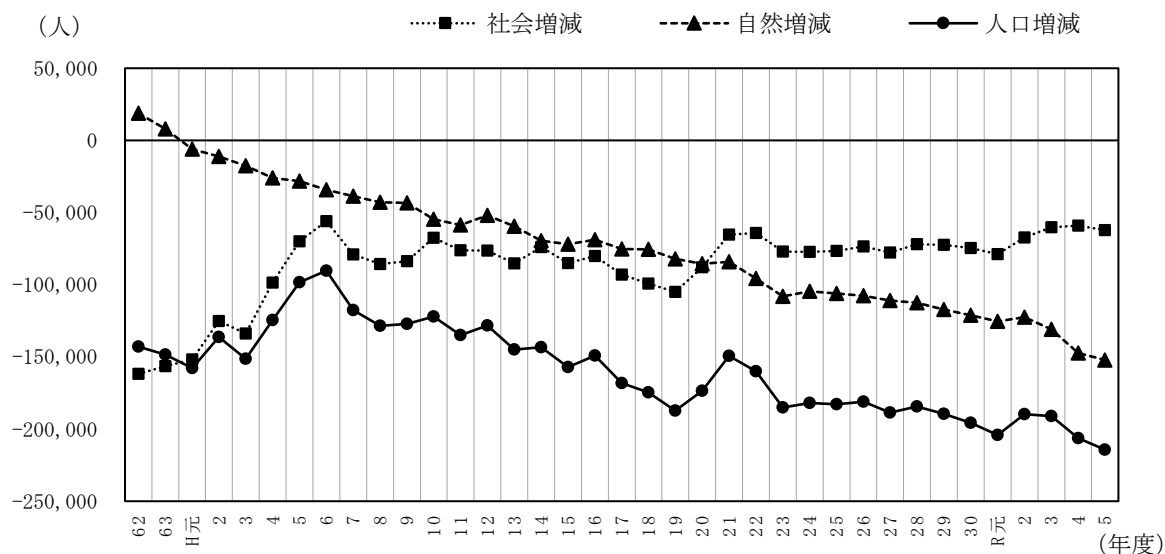


(備考) 1 国勢調査による。

2 過疎地域は、令和 6 年 4 月 1 日現在。

3 一部過疎市町村については、過疎地域と非過疎地域に分けて計上。

図表 3 過疎地域における人口増減（社会増減と自然増減）の推移



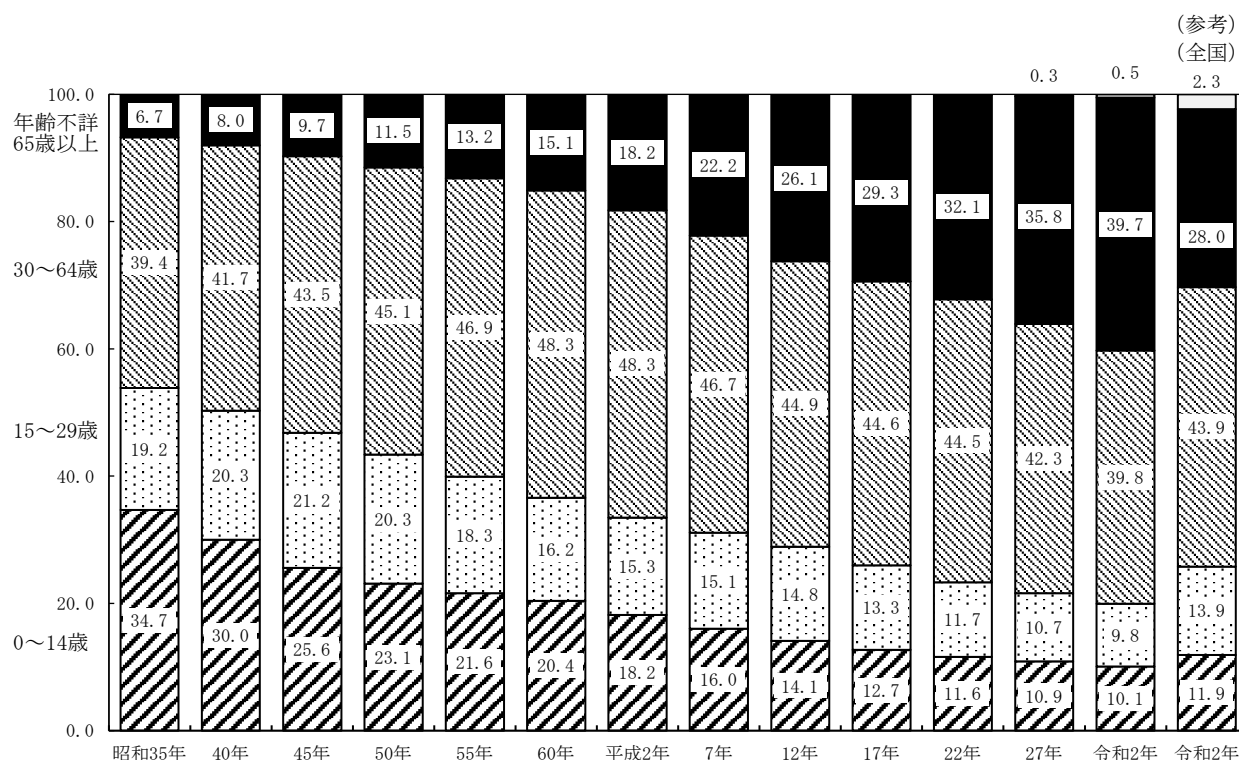
(2) 人口構成

(進行する高齢化)

昭和 35 年から令和 2 年までの年齢階層別人口の推移をみると、0 歳～14 歳の階層の構成比は 34.7%から 10.1%に大きく減少し、生産年齢人口である 15 歳～29 歳の階層も減少している。一方、65 歳以上の高齢者階層については、構成比が 6.7%から 39.7%へと大幅に上昇している。

令和 2 年の年齢階層別人口構成比を全国と比較すると、64 歳以下の全ての年齢階層において、過疎地域の構成比は全国よりも低い。一方、65 歳以上の高齢者階層の構成比は 39.7%と、全国における構成比 (28.0%) を 11.7 ポイント上回っている。

図表 4 過疎地域の年齢階層別人口構成比の推移



(備考) 1 国勢調査による。

2 過疎地域は、令和 6 年 4 月 1 日現在であり、一部過疎地域を含まない。

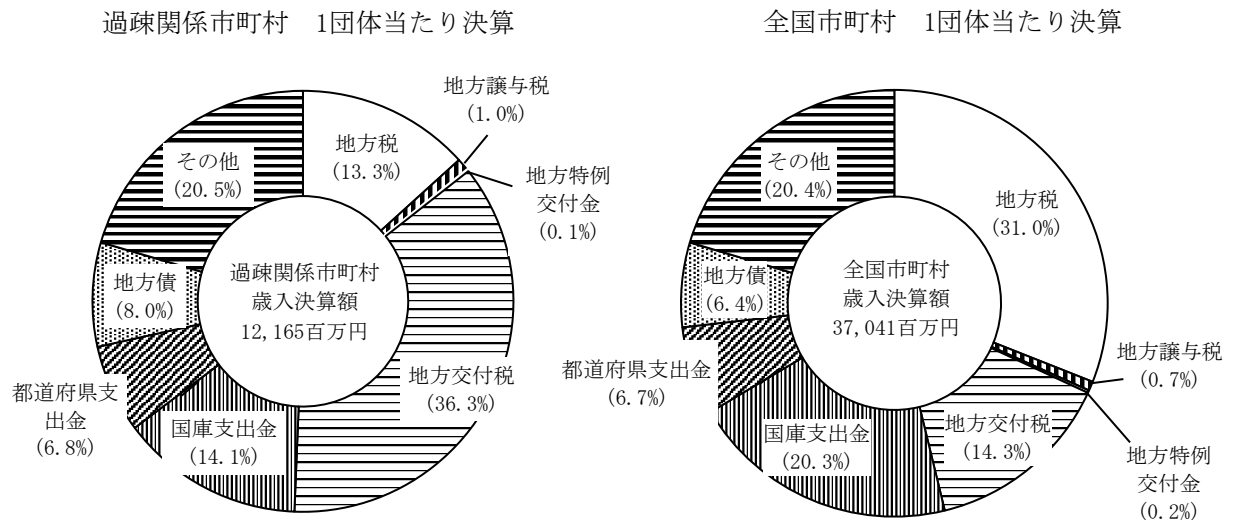
4. 財政状況

（自主財源に乏しく、脆弱な財政構造）

過疎関係市町村の歳入に占める地方税収割合は 13.3%で、全国の 31.0%に比べて著しく低い。

また、市町村の財政力を示す指標である財政力指数をみると、令和 4 年度における全国の平均は 0.49 であるのに対し、過疎関係市町村の平均は 0.26 となっている。

図表 5 令和 4 年度 市町村歳入決算の状況



- (備考) 1 総務省「令和 4 年度地方財政状況調査」による。
2 過疎関係市町村には、一部過疎市町村は含まない。

図表 6 財政力指数段階別過疎関係市町村数

(単位：団体、%)

		令和 3 年度	令和 4 年度
過疎関係市町村	0.1 未満	9 (1.2)	11 (1.5)
	0.1 以上 0.2 未満	198 (27.2)	207 (28.5)
	0.2 以上 0.3 未満	259 (35.6)	258 (35.5)
	0.3 以上 0.4 未満	184 (25.3)	181 (24.9)
	0.4 以上 0.5 未満	75 (10.3)	69 (9.5)
	0.5 以上	2 (0.3)	1 (0.1)
	団体数合計	727 (100.0)	727 (100.0)
	平均値 A	0.26	0.26
全国平均値 B		0.50	0.49
B - A		0.24	0.23

- (備考) 1 総務省「地方財政状況調査」及び「地方交付税等関係計数資料」による。
2 過疎関係市町村は、令和 6 年 4 月 1 日現在。
3 全国平均値は特別区の値を含む。
4 過疎関係市町村には、一部過疎市町村は含まない。
5 () は団体数合計に対する構成比である。
6 平均値は単純平均である。

5. 人材の確保・育成

（地域おこし協力隊・集落支援員）

過疎地域における地域おこし協力隊数は5,378人であり、全隊員の74.7%を占めている。また、過疎地域における集落支援員数は専任1,737人、兼任2,382人であり、それぞれ全支援員数の78.7%、81.5%を占めている。

図表7 過疎地域における地域おこし協力隊員の人数

区 分	活用市町村数	隊員数
過疎地域	798	5,378 (74.7%)
非過疎地域	366	1,822 (25.3%)
全 国	1,164	7,200 (100.0%)

- （備考） 1 総務省調べによる。
 2 令和5年度特別交付税の算定に用いた人数を基に作成したものである。
 3 過疎地域は令和6年4月1日現在。

図表8 過疎地域における集落支援員の人数

区 分	専 任		兼 任	
	活用市町村数	人数	活用市町村数	人数
過疎地域	299	1,737 (78.7%)	90	2,382 (81.5%)
非過疎地域	76	469 (21.3%)	25	540 (18.5%)
全 国	375	2,206 (100.0%)	115	2,922 (100.0%)

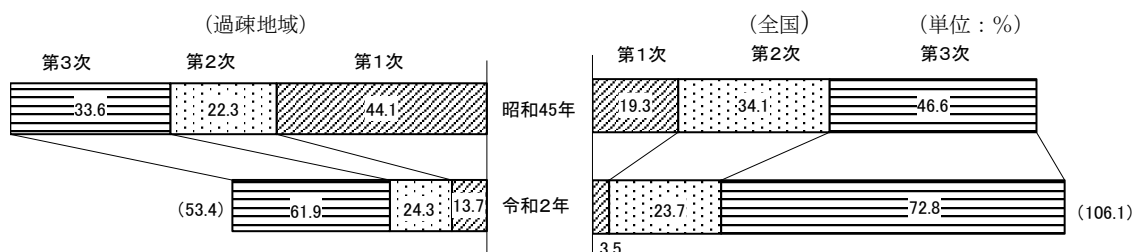
- （備考） 1 総務省調べによる。
 2 令和5年度特別交付税の算定に用いた人数を基に作成したものである。
 3 都道府県による活用集落支援員は除く。
 4 過疎地域は令和6年4月1日現在。

6. 産業・雇用

(第二次、第三次産業就業者が約8割)

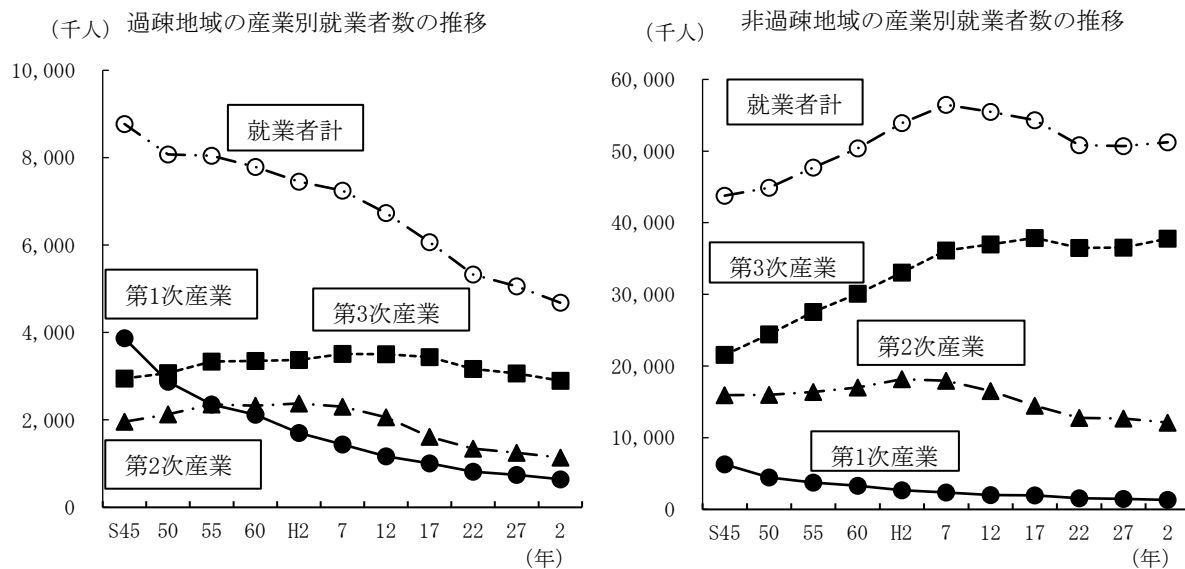
産業別就業人口割合をみると、過疎地域においてかつて中核的な産業であった第一次産業就業者は昭和45年～令和2年の50年間に大きく減少し、現在では、第二次・第三次産業就業者が8割以上を占めている。

図表9 産業別就業人口及び構成割合の変動状況



- (備考) 1 国勢調査による。
 2 () は昭和45年の就業人口を100とした時の指数。
 3 過疎地域は、令和6年4月1日現在。
 4 令和2年の過疎地域は、一部過疎地域を含まない。
 5 総数には分類不能産業を含まない。

図表10 産業別就業者数の推移



- (備考) 1 国勢調査による。
 2 過疎地域は、令和6年4月1日現在。
 3 平成17年については、一部過疎地域のうちデータが取得できない190区域を過疎地域から除いている。
 4 平成22年以降の過疎地域は、一部過疎地域を含まない。

7. 情報通信

（依然格差はあるものの改善しつつある情報通信整備）

過疎地域における携帯電話サービスエリアカバー率については、平成 19 年度末の 98.1%に対して、令和 5 年度末は 99.96%となっており、全国との格差はほぼ改善されている。光ファイバの世帯カバー率については、99.5%と全国の 99.7%とほぼ同じ数値になっている。

図表 11 携帯電話サービスエリアカバー率（夜間人口ベース）の状況

		過疎地域	全 国
平成 19 年度	エリア内	98.1	99.8
	エリア外	1.9	0.2
令和 5 年度	エリア内	99.96	99.99
	エリア外	0.04	0.01

- （備考） 1 総務省調べ。
 2 過疎地域、サービスエリアカバー率は各年度末時点。
 3 夜間人口とは、夜間に常住する（そこに居住する）人口である。

図表 12 光ファイバの整備状況

区 分	光ファイバの世帯カバー率
過疎地域	99.5%
全 国	99.7%

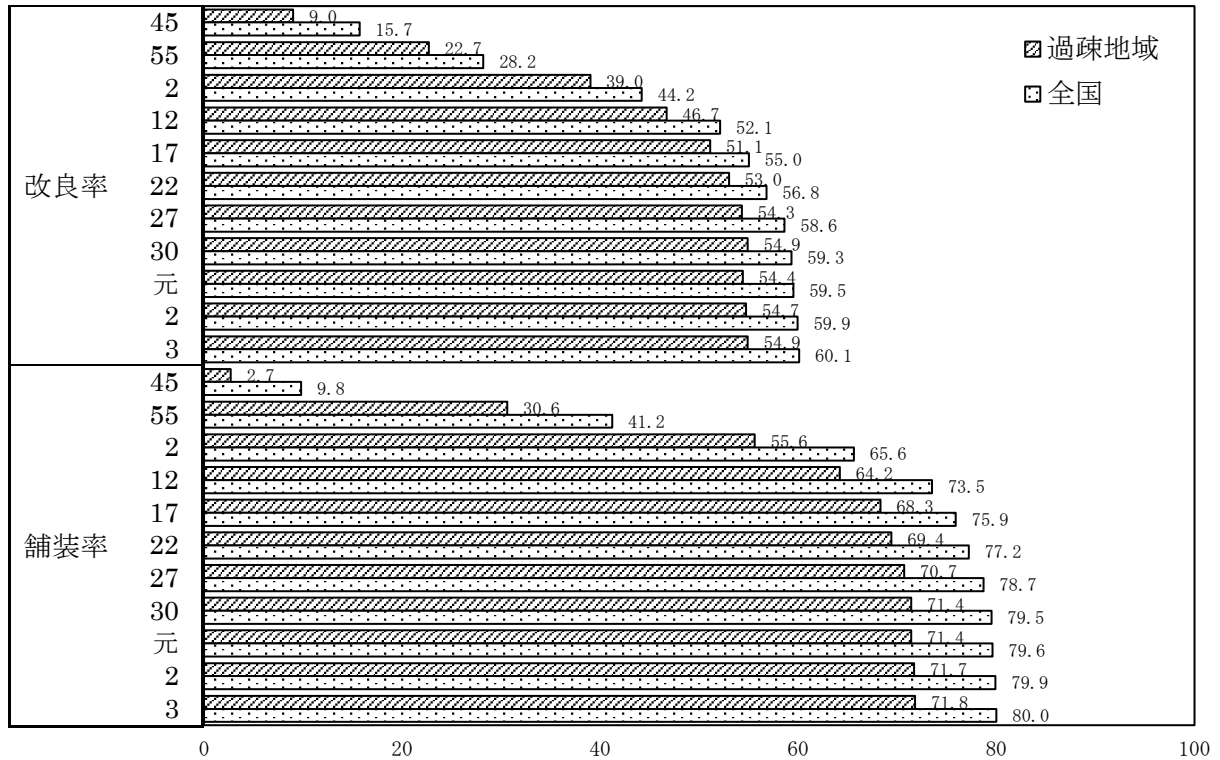
- （備考） 1 令和 5 年 3 月末の整備状況について推計したもの（総務省調べ）。
 2 世帯カバー率は、住民基本台帳等に基づき、事業者情報等から一定の仮定の下に推計したエリア内の利用可能世帯数を総世帯で除したもの（小数点以下第 2 位を四捨五入）。

8. 交通

（依然格差はあるものの改善しつつある交通・通信整備）

市町村道の整備水準については、改善されてきているが、未だに改良率・舗装率ともに全国との間には格差がある。

図表 13 市町村道の整備状況



- (備考) 1 平成 17 年度までのデータは、総務省「公共施設状況調査」等による。平成 22 年度以降の「改良率」及び「舗装率」のデータは国土交通省の資料を基に総務省が作成したものである。
- 2 平成 17 年度については、一部過疎地域のうちデータが取得できない 286 区域を過疎地域から除いている。また、平成 22 年度以降のデータは一部過疎地域を含まない。

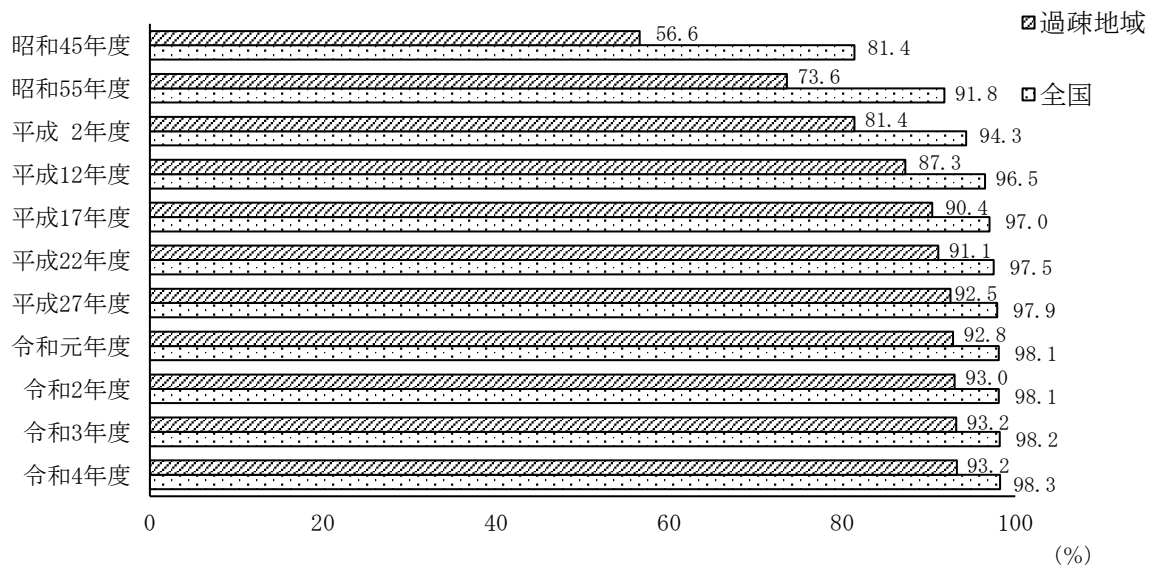
9. 生活環境

（依然残る生活基盤の格差）

生活環境等の整備状況をみると、水道普及率については、全国との格差は縮小しているものの、未だ5.1ポイントの開きがある。

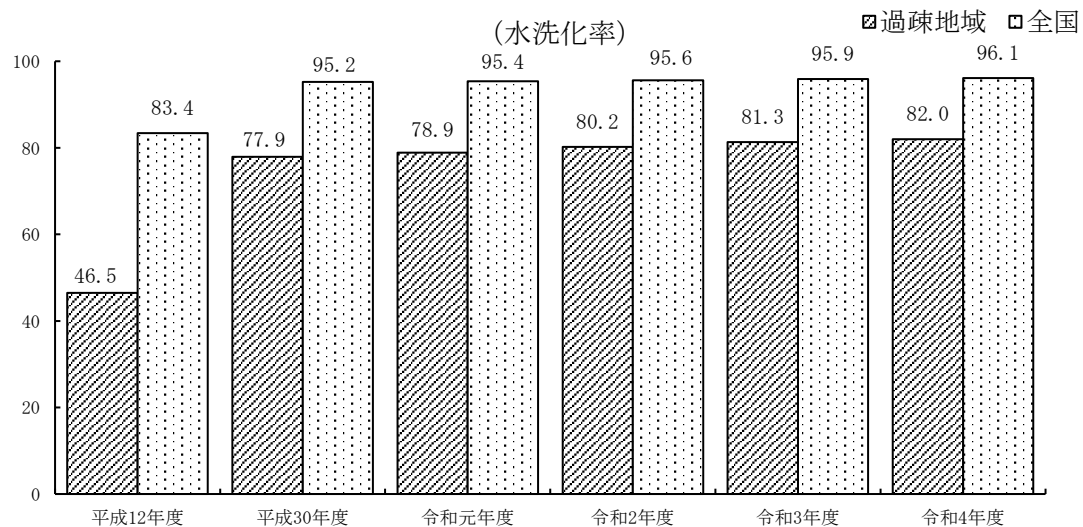
水洗化率については改善されてきているが、令和4年度において全国96.1%に対して過疎地域82.0%となっている。

図表 14 水道普及率の推移



- （備考） 1 平成17年度までは、総務省「公共施設状況調査」等による。
 2 平成17年度については、一部過疎地域のうちデータを取得できない275区域を過疎地域から除いている。
 3 平成22年度以降は、日本水道協会「水道統計」によるものであり、過疎地域に一部過疎地域を含まない。また、水道普及率には専用水道を含む。

図表 15 水洗化人口の状況



- （備考） 1 環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」による。
 2 （ ）内は水洗化人口の構成割合である。
 3 過疎地域は、一部過疎地域を含まない。

10. 教育・文化の振興

(義務教育及び高校進学率の状況)

小中学校 1 学校当たりの児童数及び生徒数を全国比較すると、令和 5 年度において、過疎地域の小・中学校 1 校あたりの児童数は 115 人、生徒数は 119 人となっており、それぞれ全国と比較して、大幅に少ない。

高等学校等への進学率については、昭和 60 年以降、全国とほぼ同様の水準となっている。

大学・短期大学への進学率については、令和 5 年度において 42.8%となっており、全国と比べ 18.0 ポイント下回っている。

図表 16 義務教育の状況

項目		単位	平成 17 年度		平成 22 年度		平成 30 年度		令和 5 年度	
			過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国
小 学 校	学校数	校	4,475	22,606	4,602	21,713	3,479	19,591	3,340	18,669
	児童数	人	489,718	7,067,832	521,016	6,869,318	410,890	6,312,251	382,633	5,933,907
	1 学校当たり児童数	人	109	313	113	316	118	322	115	318
中 学 校	学校数	校	1,970	10,154	2,125	9,982	1,819	10,270	1,755	9,095
	生徒数	人	266,524	3,312,007	284,271	3,270,582	215,858	2,983,705	208,962	2,902,882
	1 学校当たり生徒数	人	135	326	134	328	119	291	119	319

- (備考) 1 平成 17 年度は、総務省「公共施設状況調査」等、平成 22 年度以降は、文部科学省「学校基本調査」による。
 2 平成 17 年度については、一部過疎地域のうちデータを取得できない 275 区域を過疎地域から除いている。
 3 平成 22 年度以降の過疎地域は、一部過疎地域を含まない。

図表 17 高等学校等への進学率

昭和 45 年度		昭和 50 年度		昭和 55 年度		昭和 60 年度		平成 2 年度		平成 7 年度		平成 14 年度		平成 17 年度	
過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国
65.5	82.1	83.2	91.9	91.8	94.2	94.4	94.1	96.3	95.1	94.7	96.7	97.9	97.0	98.2	97.6

平成 22 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		令和 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	過疎	全国	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国
98.5	98.0	98.9	98.5	98.8	98.7	98.9	98.8	98.9	98.8	98.9	98.8	98.7	98.8	97.9	98.9

令和 4 年度		令和 5 年度	
過疎	全国	過疎	全国
98.3	98.8	98.4	98.7

- (備考) 1 全国は文部科学省「学校基本調査」による。
 2 過疎地域は総務省調べ。

図表 18 大学等への進学率

大学・短期大学進学率

平成 17 年度		平成 22 年度		平成 27 年度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国
32.3	47.3	37.8	54.3	37.5	54.5	38.7	56.7	39.9	57.4	42.3	59.5	42.8	60.8

- (備考) 1 文部科学省「学校基本調査」による。
 2 過疎地域は、一部過疎地域は含まない。

1 1. 高齢化・福祉・医療

(着実に整備が進むが依然残る福祉・医療の格差)

過疎地域における人口 1 万人あたりの専門科別医師数は、耳鼻いんこう科 (0.3 人)、産婦人科・産科 (0.4 人) が少ない。

無医地区を有する市町村数について、昭和 53 年の 1,168 地区から令和 4 年には 481 地区へと減少しているが、非過疎市町村と比較して減少のペースは鈍く、無医地区の 80%以上が過疎地域に存在している。

※無医地区とは、医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、概ね半径 4 km の区域内に 50 人以上が居住している地域であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区をいう。

図表 19 主な専門科別医師

(単位：人)

	総 数	内 科	小児科	外 科	産婦人科・産科	耳鼻いんこう科
過疎地域	15,879	7,399	719	1,506	423	320
人口 1 万人当たり	13.6	6.3	0.6	1.3	0.4	0.3
全 国	327,444	117,986	17,781	26,338	11,833	9,381
人口 1 万人当たり	26.0	9.4	1.4	2.1	0.9	0.7

	眼 科	臨床研修医	その他
過疎地域	572	519	4,421
人口 1 万人当たり	0.5	0.4	3.8
全 国	13,554	17,930	112,641
人口 1 万人当たり	1.1	1.4	8.9

- (備考) 1 厚生労働省「令和 4 年医師・歯科医師・薬剤師調査」による。
2 過疎地域は、一部過疎地域は含まない。
3 人口は令和 2 年国勢調査による。

図表 20 無医地区の状況

(単位：箇所、%)

区 分		昭和 53 年 10 月	昭和 59 年 10 月	平成 6 年 9 月	平成 11 年 6 月	平成 16 年 12 月	平成 21 年 10 月	平成 26 年 10 月	令和 元年 10 月	令和 4 年 10 月	S53 ～R4 増減率
過疎 市町村	無医地区数	1,168	887	725	715	621	565	574	522	481	△ 58.8
	無医地区を有する市町村数	555	463	389	368	312	203	219	206	191	△ 65.6
非過疎 市町村	無医地区数	582	389	272	199	165	140	63	79	76	△ 86.9
	無医地区を有する市町村数	323	230	156	127	97	86	37	34	34	△ 89.5

- (備考) 厚生労働省「無医地区等調査」による。

1 2. 過疎対策の現況

過疎対策事業債は、都道府県及び過疎関係市町村計画に基づき、過疎地域の自立促進、振興・活性化・持続的発展等に資する事業として、ハード・ソフトの両面から幅広くかつ総合的に実施されている。

令和 5 年度の持続的発展計画における項目別実績額をみると、「産業の振興」が全体の 34.4%を占めており、以下、「交通施設の整備、交通手段の確保」(21.3%)、「生活環境の整備」(16.6%) となっている。

図表 21 過疎対策事業における項目別事業費の実績額

(単位：億円、%)

区分	産業の振興	交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	生活環境の整備	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	医療の確保	教育の振興	地域文化の振興等	集落の整備	その他	合計
緊急措置法 (S45～54)	17,524 (22.2)	39,197 (49.6)	8,945 (11.3)		953 (1.2)	9,470 (12.0)		190 (0.2)	2,739 (3.5)	79,018 (100.0)
振興法 (S55～H元)	48,257 (27.8)	85,942 (49.5)	17,983 (10.4)		2,457 (1.4)	17,085 (9.8)		412 (0.2)	1,534 (0.9)	173,669 (100.0)
活性化法 (H2～11)	106,604 (29.3)	142,673 (39.3)	64,057 (17.6)	11,308 (3.1)	6,211 (1.7)	24,864 (6.8)		1,186 (0.3)	6,384 (1.8)	363,286 (100.0)
自立促進法 計 (H12～R2)	161,899 (29.8)	173,470 (32.0)	101,060 (18.6)	34,595 (6.4)	17,845 (3.3)	38,392 (7.1)	5,483 (1.0)	3,398 (0.6)	6,492 (1.2)	542,634 (100.0)
合計 (S45～R2)	334,283 (28.9)	441,282 (38.1)	192,045 (16.5)	45,903 (4.0)	27,466 (2.4)	89,812 (7.7)	5,483 (0.5)	5,186 (0.4)	17,148 (1.5)	1,158,608 (100.0)

区分	定住・移住・地域間交流の促進、人材育成	産業の振興	地域における情報化	交通施設の整備、交通手段の確保	生活環境の整備	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	医療の確保	教育の振興	集落の整備	地域文化の振興等	再生可能エネルギーの利用の推進	その他	合計
実績 (R3)	544 (1.1)	14,428 (28.6)	1,613 (3.2)	19,154 (38.0)	5,756 (11.4)	3,204 (6.4)	1,066 (2.1)	2,061 (4.1)	292 (0.6)	362 (0.7)	177 (0.4)	1,707 (3.4)	50,364 (100.0)
実績 (R4)	714 (1.9)	12,961 (34.5)	513 (1.4)	8,868 (23.6)	5,756 (15.3)	3,542 (9.4)	1,126 (3.0)	2,421 (6.5)	320 (0.9)	370 (1.0)	277 (0.7)	662 (1.8)	37,530 (100.0)
実績 (R5)	751 (1.9)	13,546 (34.4)	573 (1.5)	8,375 (21.3)	6,545 (16.6)	3,650 (9.3)	1,287 (3.3)	3,058 (7.8)	292 (0.7)	356 (0.9)	272 (0.7)	696 (1.8)	39,401 (100.0)
合計	2,009 (1.6)	40,935 (32.2)	2,699 (2.1)	36,397 (28.6)	18,057 (14.2)	10,396 (8.2)	3,479 (2.7)	7,540 (5.9)	904 (0.7)	1,088 (0.9)	726 (0.6)	3,065 (2.4)	127,295 (100.0)

- (備考) 1 総務省調べ。
2 () は構成比である。
3 端数処理の関係で合計が一致しないことがある。
4 緊急措置法、振興法において合算されている「生活環境の整備」及び「高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」の実績額は、合計欄では「生活環境の整備」として集計している。
5 緊急措置法、振興法、活性化法において合算されている「教育の振興」及び「地域文化の振興等」の実績額は、合計欄では「教育の振興」として集計している。
6 平成 28 年度は九州北部豪雨で被災した福岡県朝倉市を除く。
7 平成 29 年度は西日本豪雨で被災した愛媛県宇和島市、大洲市を除く。
8 令和元年度は令和 2 年 7 月豪雨で被災した熊本県球磨村を除く。

図表 22 過疎対策事業債の状況

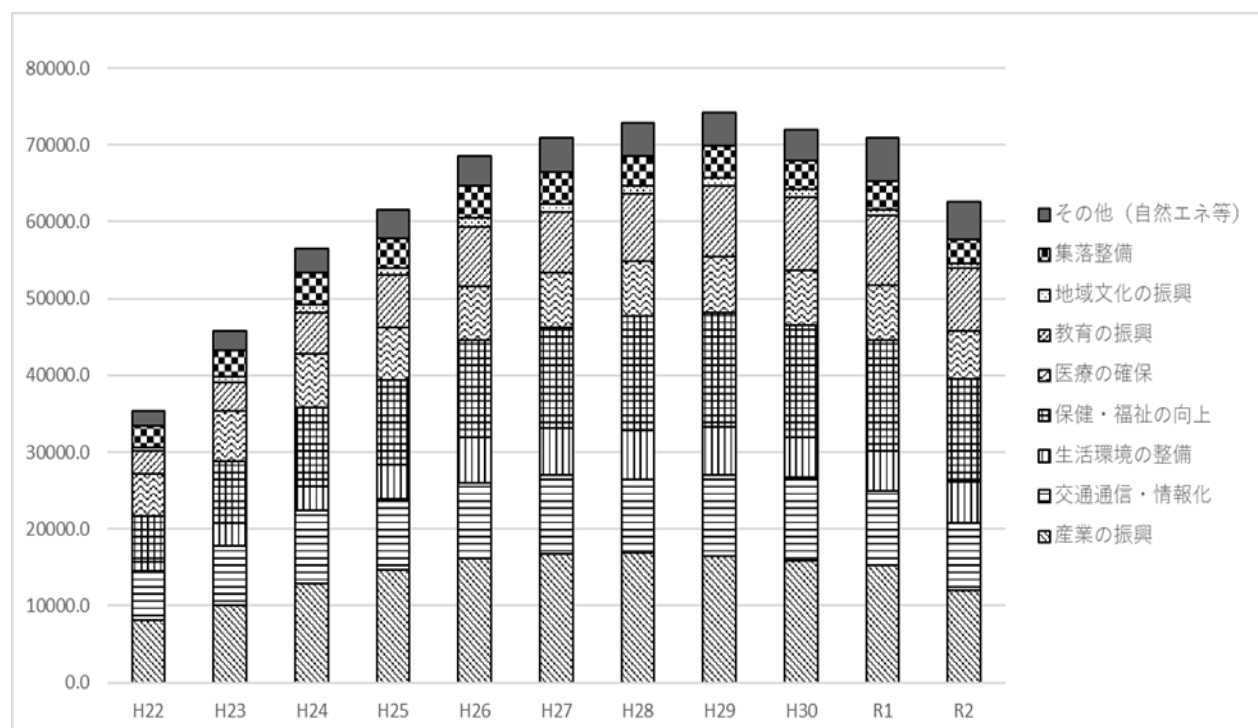
(単位：百万円)

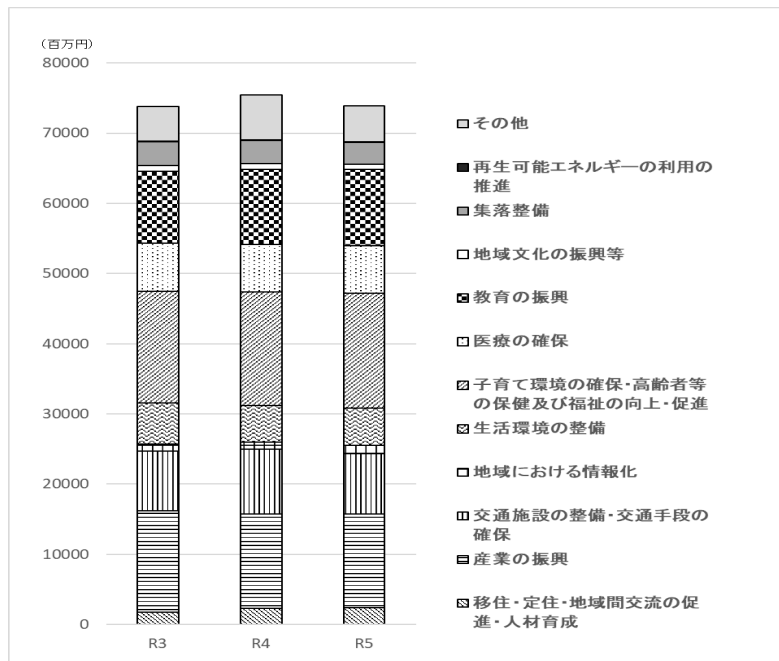
年 度 区 分	地方債計画額	発行（予定）額	うちソフト分発行(予定)額	限度額	活用率
(緊急措置法) 昭和 45 年度～54 年度	655,800	665,687	—	—	—
(振興法) 昭和 55 年度～平成元年度	1,632,000	1,642,999	—	—	—
(活性化法) 平成 2 年度～平成 11 年度	3,146,900	3,151,897	—	—	—
(自立促進法) 平成 12 年度～平成 21 年度	3,063,800	2,759,937	—	—	—
(改正自立促進法) 平 成 22 年 度	270,000	228,111	37,905	66,207	57.3%
平 成 23 年 度	290,000	258,859	45,782	70,207	65.2%
平 成 24 年 度	311,500	297,540	56,559	72,688	77.8%
平 成 25 年 度	313,900	287,987	61,587	74,542	82.6%
平 成 26 年 度	372,800	345,179	68,621	76,874	89.3%
平 成 27 年 度	424,000	383,242	70,923	76,900	92.2%
平 成 28 年 度	440,900	400,266	72,888	76,358	95.5%
平 成 29 年 度	456,100	411,457	74,181	76,429	97.1%
平 成 30 年 度	462,600	426,365	71,995	74,448	96.7%
令 和 元 年 度	471,400	450,614	70,925	73,066	97.1%
令 和 2 年 度	470,000	446,571	62,526	73,344	85.3%
小計	4,283,200	3,936,191	693,892	811,063	85.6%
(持続的発展法) 令 和 3 年 度	500,000	419,842	73,768	75,957	97.1%
令 和 4 年 度	523,200	491,719	75,424	77,293	97.6%
令 和 5 年 度	563,600	548,315	73,887	74,799	98.8%
令 和 6 年 度	573,000	—	—	—	—
小計	2,159,800	1,459,876	223,079	228,049	97.8%
合計	14,941,500	13,616,587	916,971	1,039,112	88.2%

※地方債計画額について、国の補正予算等に伴い、改正がある年度においては改正後の額としている。

図表 23 過疎地域自立促進特別事業及び過疎地域持続的発展特別事業（ソフト分）の内訳

事業分野別発行（予定）額





事業分野別発行（予定）額構成比率

(改正自立促進法)	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
産業の振興	23.2	21.9	22.8	23.7	23.6	23.5	23.2	22.3	22.1	21.5	19.2
交通通信・情報化	17.9	16.9	16.9	15.1	14.3	14.6	13.1	14.1	15.1	13.7	13.9
生活環境の整備	3.3	6.4	5.6	7.3	8.8	8.6	8.8	8.4	7.3	7.4	8.7
保健・福祉の向上	16.7	17.8	17.9	17.9	18.3	18.4	20.4	20.1	20.1	20.3	21.3
医療の確保	15.8	14.1	12.6	10.9	10.2	10.0	9.8	9.9	9.9	10.1	10.0
教育の振興	8.3	8.3	9.5	11.1	11.3	11.1	12.0	12.5	13.3	12.7	13.1
地域文化の振興	1.3	1.5	1.7	1.5	1.7	1.5	1.5	1.4	1.4	1.2	0.9
集落整備	8.1	7.6	7.3	6.4	6.1	5.9	5.3	5.5	5.3	5.3	5.1
その他（自然エネ等）	5.4	5.5	5.7	6.0	5.8	6.3	6.0	5.8	5.6	7.9	7.8
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(持続的発展法)	R3	R4	R5
移住・定住・地域間交流の促進・人材育成	2.3	3.0	3.2
産業の振興	19.6	17.8	18.1
交通施設の整備・交通手段の確保	11.5	12.2	11.6
地域における情報化	1.4	1.3	1.6
生活環境の整備	7.9	7.0	7.3
子育て環境の確保・高齢者等の保健及び福祉の向上・促進	21.6	21.4	22.1
医療の確保	9.3	9.1	9.2
教育の振興	13.8	14.2	14.8
地域文化の振興等	1.1	1.0	0.9
集落整備	4.6	4.4	4.2
再生可能エネルギーの利用の促進	0.1	0.2	0.1
その他	6.6	8.4	6.9
計	100.0	100.0	100.0